

中國農村に於ける結婚と世代の問題(下)

内 田 智 雄

以上同一村落に於ける非血縁者間の結婚と、その結婚に對する世代的規範のあり方を考察したが故に、次に血縁を有する者に於ける結婚と世代規範との關係を見ることがしよう。

親戚ノ間デ輩ノ異ツタ者ヲ嫁ニスルコトガアルカ——ナシ、不可。

如何シタイカヌカ——道理ニ合ハヌ。

如何イフ道理ニ合ハヌカ——輩ガ違フカラ呼ビ方ニ困ル。⁽³⁸⁾

即ちこれによれば異輩者の結婚は、「道理ニ合ハヌ」とか「呼ビ方ニ困ル」とかと拒否されて居るのであるが、この質問では「親戚」の範圍が明でない憾みがある。そこで更に若干の質問を試みてみる。

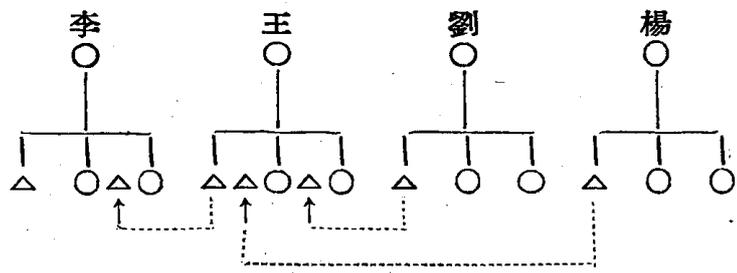
非常ニ遠イ親戚ト結婚スルコトハナイカ——出來ル。近イト骨肉倒流ヲ考ヘナケレバナラヌ骨肉倒流ニ就テハ後ニ目ヲ言及スルトコロガアル。

遠縁デアツテ輩ガ分ツテ居リ、輩ヲ異ニシテ居タラ如何——ヨイ。

ドノ程度ノ遠縁デアレバヨイカ——從兄弟姉妹ヨリ遠ケレバ輩ヲ異ニシテ居テモヨイ。⁽³⁹⁾

ここで筆者は質問に謂ふところの「親戚」が、男系を中心とする同族ではなくして、女系の所謂姻戚であることを付言すると共に、同族てふ中國の特質的な親族組織に由來して、かかる姻戚間の結婚が極めて多いといふ事實を指摘しなければならぬと思ふ。即ち假りに王姓と李姓とが一たび婚を結ぶに到れば、かかる兩姓同族相互の

結婚が忌避されない以上、かうした結婚が數多く行はれるであらうことは、村落に於ける通婚圏が比較的狭小であること、同族間の結婚の禁忌即ち族外婚慣習の存在、更に媒人即ち媒酌人の人的制約などの諸點からしても、一般的には當然のことと首肯されるわけである。即ち一たび婚を通せる兩姓は、爾後兩姓間に行はれるであらう結婚に對して、一般的には婚を累ね易い條件にあるといふことが出来るのであるが、この場合にも輩即ち世代の問題が、居住の地即ち村落を同じくすることによつて生ずる「街坊の輩」よりは、それが遠近の差はあれ血縁者であるといふ意味に於て、より切實な問題として登場して來ることとなるのである。然るに農民はこの問題に關して前記應答に見られる如く、「從兄弟姉妹ヨリ遠ケレバ輩ヲ異ニシテ居テモヨイ」と述べて居り、ここに「ヨリ遠ケレバ」とは從兄弟姉妹を含むのか否か明でないが、おそらくは吾々のいふイト、コ、までを意味し、マ、タイト、コ以上に就ては支障なしと言へるものと理解して誤りはないと思ふ。即ち中國一般農家の家族構成は父家長制であり、傍系親家族は比較的僅少であり、從つてその家族人口も平均四、五人から五、六人といつたところであつて、これは一に分家が極めて頻繁に行はれ、殆んど各世代毎に行はれるといつても過言でない實情によるものであり、從つてまたかうしたことに因由して、傍系親家族を有するものに於ても、せいぜい從兄弟姉妹を以て極限として居り、而もそれは尊屬の生存して居る間に限られるといつても差支へない。更にまた分家をなせるもの相互に於ても、近親の概念は横には從兄弟姉妹の程度を以てとどまること、吾國のそれと大差はないものと言つてよいであらう。勿論これは男系親族に於ける近親に就て述べたのであるが、移して以て姻戚間に之を適用し、以て筆者の調査粗漏を補ふこととすれば、上記質問應答は一應從兄弟姉妹までを含み、それ以外に於ては異輩の結婚もまた支障なしと言ふことになり、從つてまた逆に親戚即ち姻戚間に於ては、從兄弟姉妹までの近親者は、平輩たりとも結婚は忌避されるといふことになるのである。



今假りに王・李・劉・楊の四姓に夫々二男一女があり、王姓の一女が李姓に嫁し、王姓の二人の男子に劉・楊二姓から夫々その一女を娶つたとすれば圖の○印は男子、△印は女子を表すこととする。この王姓を中心とする直接の従兄弟姉妹のみにても少からざる數が生じてき、これに更に王姓とは直接の嫁娶なき三姓より生ずる従兄弟姉妹をも加ふるとすれば、その數はさらに増大するわけである。而して上記の設例が殊さらに複雑なる、即ち従兄弟姉妹の數を可能なる限り多からしめんがためのものでないことは、何人にも瞭然たるものがあらうと思ふ。ただ上例に於て筆者が特に交換婚、即ち四姓が相互に婚と姻とを相通する場合を避けたのは、その歴史的な事例はともかくとして、⁽⁴⁰⁾現今一般には忌避されて居るところであつて、さきの農民の應答に見られる「骨肉倒流」がまさにそれであるからである。故に以下やや岐路に互るの感があるが、記述の便宜上、この交換婚なるものに就て、若干の考察を試みたいと思ふ。

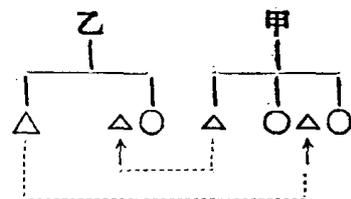
注 (38) 北支慎行調査資料第一一〇輯(家族制度篇第一九號)二七頁。

(39) 同上三七頁。

(40) 陳願遠、中國婚姻史八七—八頁(邦譯八七—八頁)參照。

甲ノ家ニ二男一女ガアリ、乙ノ家ニ一男一女ガアツテ、甲ノ家ニ乙ノ家ノ娘ヲ、甲ノ家ノ娘ヲ乙ノ家ニ嫁スルコトガアルカ—
ナシ。

下ウイフワケデカ—ナイ。イケナイコトハナイ。⁽⁴¹⁾



〇印は男子
△印は女子
以下の圖例皆同じ

親戚ノ間ノ同輩デ、更ニ婚ヲ重ネルコトガアルカ——ナイ。ソレヲ換親トモ換婚トモイフ。
イケナイカラナイノカ——起ツタ、ゴトガナイカラ分ラヌ。若シ姐姐(姉)ガ嫁シテ後死シ、ソノ
後へ妹妹(妹)ガ嫁スルコトハヨイ。
ここに親戚間の同輩で婚を重ねるとは、換親又は換婚即ち交換婚として應答せら
れて居るのであるが、次の如き場合も亦忌避せられる。
甲ニ女子二人アツテ、ソレヲ乙ノ兄弟ニ嫁スルコトガアルカ——ナシ。

息子二人ノ嫁ヲ同ジ家ノ姉妹デ貰フコトガアルカ——イケナイ。

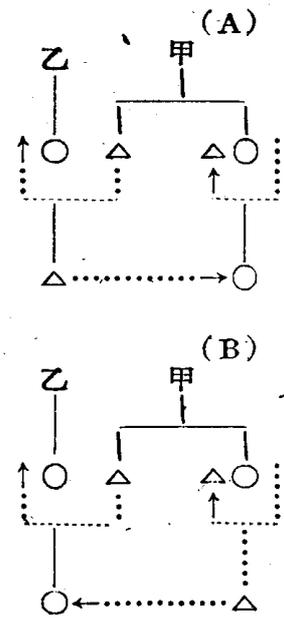
如何シテイカヌカ——姐兒們不走一般道、走則受窮(姉妹は同じ道即ち同一の家に嫁さない、若し嫁すれば貧乏をする)。

即ちこれによれば交換婚は積極的には忌避されては居ないが、実際には行はれて居ないことが知られる。そし
てその理由とするところは明でないが、一般に「姑舅不成親」、即ち父の姉妹と母の兄弟とは婚をなさないと言は
れて居るものがそれであつて、圖の(e)と(d)との結婚によつて生じた(c) 男女いづれにてもよい。から言ふて、(a)と(b)とは夫々

姑と舅とであつて、かかる姑舅の結婚は「親」をなさずと忌避されるわけである。更にま
た一夫姉妹婚ソレトも前記應答によれば不可とされるのであるが、ただ姉が死してのち妹の嫁す
るのはよしとされて居る。

然らば次に甲乙兩家に於ける二世代に互る結婚、即ち一は一世代に於て甲より乙に嫁
し、次世代に於て乙より甲に嫁する場合と、他は一世代にも次世代にも共に甲より乙に嫁
する場合につき、上記と同一村落の異なる農民に就て質してみるに、

例へば甲姓ニ兄ト妹トガアリ、ソノ妹ガ乙姓ニ嫁シタトキ、ソノ妹ニ出來タ娘ガ兄ノ息子ニ嫁スルコ



トガ出來ルカ——出來ナイ。

ナゼ出來ヌカ——血統ノ關係デ出來ナイ。

血統ノ關係トイフノハ如何イフコトカ——

——血統ガ逆ニナルカラダ。

然ラバ前ノ逆ニ兄ノ娘ガ妹ノ息子ト結婚スルコトガ出來ルカ——ソレハ出來ル⁽⁴⁴⁾

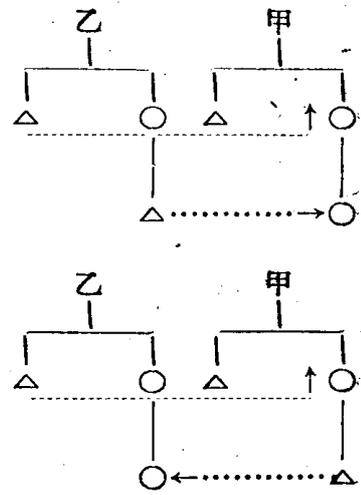
即ちこの農民によれば(A)は不可であつて、(B)は可といふことになる。而して農民は一般にこの(A)型を目して、「骨肉倒流」、「骨肉還家」、「骨血倒流」又は「骨血逆流」などと呼んで居り、(B)型の結婚を「骨肉順流」または「骨血順流」などと呼んで居り、また次のやうにも言ふて居る。「姪作婆養活羅、姑作婆養活佛」⁽⁴⁵⁾と。即ちここで姪とは舅媽又は舅母と言はれるもので、それは母の兄弟の妻であり、婆は普通公公婆婆と言はれる婆婆で、シウトに對するシウトメであり、姑は父の姉妹であつて、羅は閻羅で所謂閻魔大王である。故にこれによれば母の兄弟の妻がシウトメとなれば閻魔を養ひ、父の姉妹がシウトメとなれば佛を養ふといふ意であり、前者は(A)に、後者は(B)に相當することとなる。これを更に他地方の農民の言に徴すれば、

總一句話、男家再配男許可、男家再還女家沒有、舅的女可配外甥、姑的女配舅的兒沒有⁽⁴⁶⁾。

と。即ちこれを邦譯すれば次の如くである。

一口に言ふと、男の家がその妻の家からまた嫁を貰ふのはよいが、(a)、男の家の娘をその妻の家にまた嫁するといふことはない(b)。母の兄弟の娘を外甥即ち姉妹の子に嫁するのはよいが(a)、父の姉妹の娘を母の兄弟の子に嫁することはない(b)。

この問題につき費孝通氏はその著「中國の農民生活」^{Hsiao-Tung Fei, Peasant Life in China, London, 1939, 第三} 章第八節の Cross-cousin marriage and Siastu pp. 50-51. に於



(a) 及び (a') は上圖にあたり、(b) 及び (b') は下圖にあたる。

て、若干の考察を試みて居る。即ちそれによれば、

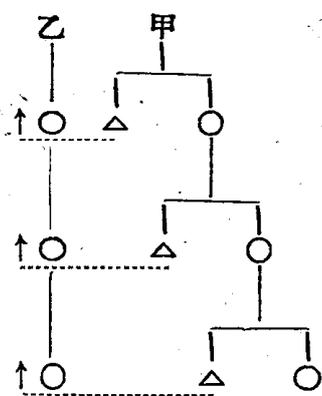
「村では従兄弟姉妹婚 cross-cousin marriage の二種類が區別され得る。父の姉妹の息子に嫁した娘は *scansediu* と呼ばれ、それは丘を登つて行く娘を意味する。「丘を登る」とはその家族の繁榮を意味して居る。母の兄弟の息子に嫁した娘は、*vesienodiu* と呼ばれ、それは故郷に歸つて行く娘を意味する。これはその家族の没落の兆と

考へられる。この二つの言葉が示すやうに、人々は丘を登る型を好んで、「復歸する」型を好まない。(中略)この二は既に上に圖示したところである。第一の場合には娘は父の姉妹——彼女は娘の父の家から出嫁して、そして父には猶親しい關係にある——の嫁になることになる。然るに第二の場合には、娘は母の兄弟の妻——そして彼女は娘の母の母である妻自身の姑(シウトメ)から苦しめられた——の嫁になることになる。その嫁した娘への母の親しい關係は、息子の妻によつて不斷嫉しくも怨まれる。娘が彼女の支配下に来ると、嫁は娘を復讐の標的とみなすであらう」と。

上記費孝通氏が家の繁榮をもたすものと、家の没落を象徴するものとしての結婚の二つの型は、筆者の調査に於て農民が骨血の順逆を以て説明し、或は佛と閻魔との比喩を以て述べるところと、全く同一の結婚型式であることは改めて説明の要はないと思ふ。ただ問題になるのは、費氏がこの二つの結婚を感情の好悪を以て説明して居ること、特に「復歸する」型の結婚の忌避される理由として、姑と嫁との關係及び嫁の復讐心理をもつて説明して居る點である。なる程一般的には姑の嫁いぢめといふことも明に認め得るところではあるが、中には結婚の當初から姑の存しない場合も存し得るであらうし、また肉親の母にも勝る姑の存在することもあるであらうし、従つて先づ姑の存否とが良否とかが條件とされて然るべきであらうと思はれる。假りに若し筆者のいふこと

るが特殊例外的な場合であるとしても、これを母と息子の嫁と孫の嫁と肉親三代、或はそれ以上に互る復讐心理を以て説明することは、筆者にはすくなくとも首肯し難いやうに思はれる。故にこの問題はより基本的に、農民が既に述べて居る如く、骨血又は骨肉の順逆を以て説明すべきではないかと思ふ。若しかくの如く解して大過なしとすれば、費氏が既に他國語に譯出してしまつて居るその用語の中にも、「故郷に歸る」とか「復歸する」とかの言葉の中に、吾々は土語の體臭を嗅ぎ付け得ると共に、それは單に娘が嫁として娘の母のさにと歸るといふ表面的な解釋ではなくして、嘗て骨肉骨血の出でた家へ、その骨血骨肉を繼承する者が再び歸り行くと理解すべきではないかと思はれる。従つてそれは先きにも引證した如く、「血統が逆ニナルカラ」忌避せられるわけである。

要之、男家と女家との交換婚は、第一世代に於ては「姑舅不成親」で忌避せられ、第二世代以下に於ても「骨血倒流」として同じく忌避されるのに對して、「骨血順流」型の結婚は各世代に就てよしとされて居るのである。



けである。

即ち上の圖を農民に示してその可否をたづねると、「カカル結婚ハ極メテヨイ、逆ニナツテハイカヌ、ソレハ娘ガ甲姓ノモノデアルカラ。甲姓カラ乙姓ニ嫁スルコトハヨイガ、乙姓カラ甲姓ガ嫁ヲ貰フコトハナイ」と説明される⁽⁴⁹⁾。即ちこれは結婚によつて甲姓から乙姓に流れた血が、それ以後の世代に於て甲姓に復歸することを、即ち農民の用語を以てすれば「逆流」若しくは「倒流」することを忌避するわけである。

然らば此の如き觀念とその慣行とは果して何に由來するかと言へば、それはおそらく徹底的な族外婚、即ち極めて廣義の且つ嚴密なる族内婚の禁忌によるものであると思考される。而してここで族外とか族内とかといふのは、それは單に姓とその宗とを同じくするか否かといったさうした形式的な謂ではなくして、血のつながりを有

する者の間の結婚に於ては、一たび出でた血を再び家に歸らしめない。換言すれば母かたの血を再び母かたに還らしめないことを鐵則とする族外婚の謂であつて、従つて姓や宗の同異の如きを超へて、實質的な血の混淆を禁忌するといふ觀念が、交換婚を拒否する慣行を生ぜしめて居る第一義的なものであると思はれる。故にかかるところよりして第一世代に於ける交換婚は、姑舅は親を成さずと拒否されながらも、その質問應答に於ては積極的に忌避されて居ず、ただ實例が存しないといふことを以て消極的に拒否されて居るのであるが、これは第一世代に於ける交換婚に於ては、母かたの血がまた母方に還る、即ち骨血逆流の問題が、すくなくともここでは生起しないことに由るものであらうと考へられる。

次に問題となるのは親戚間の結婚に於て、この骨血の順逆の問題は、果してどの範圍にまで適用されるかといふことであるが、この點につき筆者は次の如き質問を提起して居る。

娘家ノ五服内ノ同族ノ同輩へ、婿ノ方ガ娘ヲ嫁スルコトハナイカ——不可。

五服外ノ同輩デモイカヌカ——同姓不同宗ナラバヨシ。⁽⁴⁸⁾

と。而して上記質問應答には蛇足ながら若干の補足的説明を加へるのが便宜であらう。「娘家」とは勿論嫁のさ、かたの謂であつて、その嫁のさ、かたの五服内とは、嫁を中心としてその直系傍系の上下の世代若干の者を含むわけであるが、上記の如く結婚に對する世代的規範の存在の故に、特にその中の「同輩へ」と限定したのであるが、この質問に對して農民は明に「不可」と答へて居る。而してこの場合若し異輩であれば、これまた單に世代規範のみを以てしても拒否されること言ふまでもない。然らば同じく親戚の五服外と同輩であれば如何といふのが、次の質問の意味するところであるが、これはこの農民の應答の前に同じく「不可」の二字を補つて、但し「同姓不同宗ナラバヨシ」と補足して解すべきであらう。而してここに「同姓不同宗ナラバヨシ」といふのは、

要するに同姓であつても、嫁のさとかたと全然血縁関係のないものならばよしとするのであつて、これは當初から問題の存しないところたるは言ふまでもない。従つて上記の應答によれば、骨血逆流型の結婚は嫁のさとかたの五服外たりとも不可であつて、血縁を有せざる者に於てのみよしとされるのであるが、血縁を有せざる者に於ける骨血の順逆の問題は、當然に問題とはならないわけである。然しながらこれは主として親戚の横の範圍を問題とするものであるが、今一つ縦の範圍が残されて居る。即ち果して幾世代を経過したならば、この骨血の順逆の問題は解消されるかといふことになると、筆者は遺憾ながらこれに關する十分な資料を有合はさないことを告白せざるを得ない。然しながら甲姓と乙姓との世代的に相連続せる婚姻に於ては、五輩即ち五代までは、かかる骨血逆流型の婚姻の忌避されて居ることは明であるが、それ以上に就ては筆者自らその調査を斷念して居る。この場合特に大切なのは、かく各世代連続して婚姻の取り結ばれる場合よりも、寧ろ世代を隔てて行はれる場合であり、而もこの方が確に現實的なわけであり、かかる世代を隔てて行はれる婚姻にはさまざまな仕方があるのであつて、この際に於ける骨血の順逆に對する農民の考へ方が極めて重要なわけであるが、この點に對する調査も筆者不注意にもこれを怠つてゐる。然し若しも若干の傍證的資料を以て、その一般を想定することが許されるとするならば、次のやうに言ふことが出來ると思ふ。即ちすくなくとも華北農村に關する限り、一般に族譜家乘を有するものが極めて僅少であり、且つ彼等農民の教養の低さ、特にその文盲の多きによつて、二、三代以前の祖宗の名をさへ記憶して居ないといふのが一般的實情であり、ましてや祖先の姻族の姓氏の如きは、遠く忘却の彼方にあるといふのが通常であつて、かりに家譜を有する者があるとしても、妻は通常その姓氏をのみ記して出身の地を記せず、他方同宗ならざる同姓が極めて多いため、家譜のみによつてはその宗の同異は辨じがたく傳承こそ彼等の姻族なりや否やの據りどころとなるのであるが、その限られた傳承や記憶の存する限りに於て、彼等

がその骨血の順逆を問題となし、その逆流を忌避してゐるといふことが出来ると思ふ。

注 (41) 北支慣行調査資料第一一〇輯(家族制度篇第一九號)二七頁。

(42) 同上資料三一—二頁。

(43) 同上資料二七頁及び三一頁。

(44) 同上資料第九九輯(家族制度篇第一五號)一二五頁。

(45) 同上第一一〇輯(家族制度篇第一九號)二七頁。

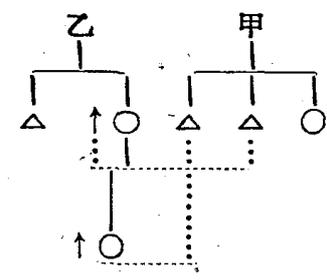
(46) 同上第五七輯(家族制度篇第八號)三七頁。

(47) 同上第一〇八輯(家族制度篇第一七號)六六頁。

(48) 同上第一一〇輯(家族制度篇第一九號)三八頁。

(49) 同上資料三二頁。

以上親戚間に於ける結婚と世代の問題に關聯して、その骨血の順逆に對する農民の觀念を紹介すると共に、交換婚なるものが現實には強く忌避されて居り、そしてそれは私見によれば費孝通教授の觀察せるが如き事由に基くものではなくして、より本質的な血統そのものに關する問題であるといふことを述べたのであるが、かかる交換婚の忌避といふ慣行を一應の豫備的知識として、次に親戚間に於ける異輩の結婚の可否に就て、その現實の慣行を簡略に紹介すると共に、上記の如く忌避の對象とされる交換婚及び親戚間に於ける異輩結婚の有無に就て、極めて斷片的な資料ながら、その歴史的な事實の瞥見を試みてみたいと思ふ。



筆者は先づ農民に對して、上圖のやうな例を設けて質問を行つてみた。即ち上圖は甲姓が男子一人と二人の女子とを有する對し、乙姓は一男一女を有する場合であつて、甲姓の長女が乙姓の男子に嫁して一男を生じ、後日この一男に甲姓の次女を嫁するといふのであつて、問題は一にこの叔侄結婚の可否に存して居るわけである。即ちこの場合はさきの骨

血の順逆に就ては、明に順流型に屬して居て問題はないのであるが、ただ問題になるのは叔母と甥との關係、即ち親戚間に於て世代を異にするものの結婚が、果して可なりや否やといふことである。勿論かかる事例自體が結論的には存在しないわけであつて、従つて全く架空な設問ではあるけれども、以て彼等農民の世代規範に對する考へ方の一端を窺ひ知ることが出来るであらうと思ふ。即ち

前ニ圖ニ示シタヤウナ叔侄ノ結婚ガ行ハレルカ——不作親(結婚ヲシナイ)。

如何シテ行ハヌカ——輩數不合(世代ガ合ハナイ)⁵⁰。

と。而してこの農民の應答は簡單ながら極めて明確であつて、一點の疑義を懷かしめないものであると思はれる。従つてこれ以上同一内容の質問を各地に展開して立證するの要は存しないであらう。なほ問題として残るのはこの叔侄てふ異輩の結婚が、凡そ親戚間の異輩にして、結婚の可能なる最も近縁なるものの一つであり、かかる親等が果してどの程度にまで遠ざかれば、世代の差異を無視して結婚が可能であるかといふことであるが、この點も亦筆者不注意にも調査を怠つて居る。従つてさきの骨血順逆の範圍の問題と同様に、彼等が親戚としてその世代關係を意識して居る限り、この種の異輩結婚を忌避するといふ、極めて一般的且つ原則的な想定を下すより他にはなく、またこの想定自體に甚だしくは過つて居ないと信じて居る。然しながらこれは世代的規範の基盤たる同族意識や組織自體の強弱如何にもかかはる問題であり、かかる同族意識や組織自體がまた、經濟的政治的地理的文化的等諸他の條件に支配制肘を受けて居るのであつて、従つて土地により時代により種々な差異や變遷の見られることも亦必然であるが、とにかく親戚間に於ける結婚と世代規範の問題は、一應一般的原则的には上記の如くであると想定し得るのではないかと思はれる。

注 (50) 北支慣行調査資料第一〇九輯(家族制度篇第一八號)三二頁。

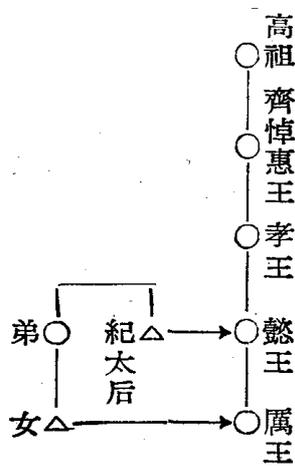
現時中國農村に於ける二世代以上に互る婚姻、換言すればある一世代に於て既に婚姻の結ばれて居る甲乙兩家に於て、その次世代以後にも更に婚姻の取り結ばれるが如き場合爾後かゝる婚姻を重親と呼ぶこととする。即ちかかる重親の際に於ける婚姻當事者の世代の問題が上記の如くであり、また重親に於ける骨血の順逆が上記の如く問題とされて居るとすれば、次に筆者に當然課せられるであらう問題は、かかる慣行の歴史的な沿革とその意義との究明である。而してこの歴史的沿革の考察は、現實の慣行の歴史的な必然性及びその意義性格を明かならしめ得る最も賢明な手段たることを疑はないのであるが、然しながら筆者は、この問題を歴史的に究明するに足る資料を、目下のところ持ち合せて居ないことを先づ告白しなければならぬ。のみならずこの問題は別個に、また筆者謂ふところの世代主義的規範乃至世代主義思想一般の問題として、他日可能なる限りに於て歴史的に究明する豫定であるが故に、ここにはただその歴史的な断面として、楊樹達氏がその著「漢代婚喪禮俗考」民國二十二年商務印書館。に、結婚と世代の問題、及び所謂骨血の順逆の問題につき、前後漢書中より若干の資料を抽出列記して居るが故に、便宜これによつてその概貌を窺ふの資としたいと思ふ同書第一章第四節「重親」、二九—四二頁。但し同氏の引證には若干の誤があり筆者に於て補足した部分もある。

先づ同氏は重親には二法があり、姻家が恒に姻家となり、婚家が常に婚家となるものと、彼此互に婚姻をなすものがあるとなし、

(A)前者に就ては次の諸傳を擧げて居る。

(イ)漢書三十八齊悼惠王傳。

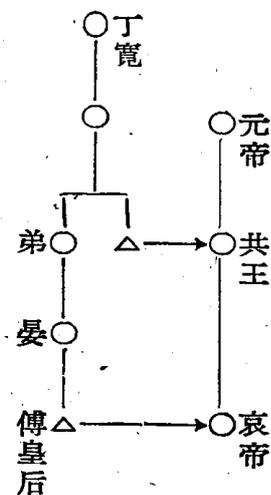
懿王が薨じ、子の厲王次昌が嗣いだ。その母は紀太后といひ、太后はその弟の紀氏の女を取つて王の后とした。その家、寵を重ねやうと欲したからである。



注 以下の圖は筆者に於て當面の關係を示すためにのみ誌したのであつて、詳細な諸他の關係を示すものでは決してない。

(ロ)漢書九十七外戚傳下。

孝哀傳皇后は定陶太后の從弟の子である樹達按ずるに傳后は定陶太后の弟の子、晏の子である。當に從孫と云ふべきで、弟の子といふのは誤つて居ると。哀帝が定陶王であつた時、傳太后は親を重ねやうと欲し、取りて以て王に配した。姑らく楊氏の說に従へば、次の圖の如くなる。

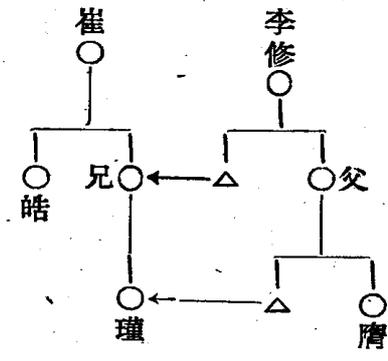


(ハ)漢書九十六下西域傳。

烏孫の昆彌は常惠に因つて上書し、漢の外孫元貴靡を以て嗣となし、復た公主を尙り、婚を結び親を重ねしむるを得るやうに願ふた筆者注、事西域に屬するが故に圖示を略す。

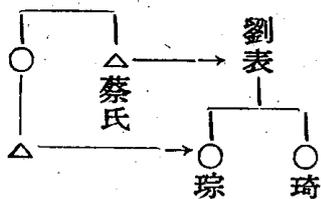
(ニ)後漢書九十二鐘皓傳。

皓の兄の子瑾の母は李膺の姑である。瑾は學を好み古を慕ひ退讓の風があり、膺と同年で俱に聲名があつた。膺の祖である太尉の修が常に言ふのには、瑾は我家の性に似てをり、邦に道があれば廢せられず、邦に道なきときも刑戮を免れると。復た膺の妹を以て之に妻した。



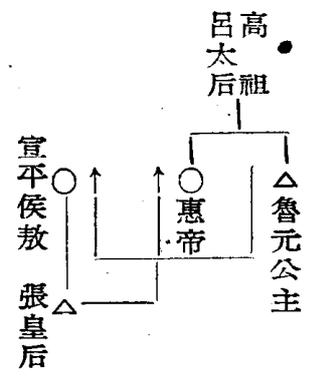
(ホ)後漢書一〇四下劉表傳。

表の二子は琦と瑛。瑛のためにその後妻の蔡氏の姪を娶つた。



(B)更に彼此互に婚姻をなすものとして、次の四例を擧げて居る。

(ヘ)漢書九十七外戚傳上。



孝惠の張皇后は宣平侯敖の女である。敖は帝の姉の魯元公主を尙つて女があつた。惠帝が位に即いてから、呂太后は重親をなさうと欲し、公主の女を以て帝に配して皇后とした。

(ト)漢書五十五衛青傳。

青には姉の子夫があり、武帝に幸せられるを得た。

(中略) 上は乃ち青に詔して平陽主を尙らしめた。

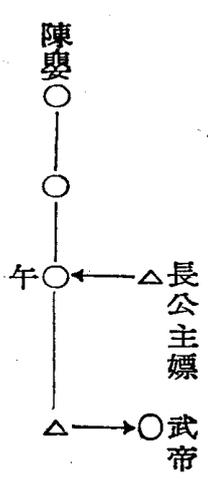
注 汝淳の曰く。もと陽信長公主である。平陽侯の尙るところとなつたからして平陽主と稱すと。

(チ)漢書七十七鄭崇傳。

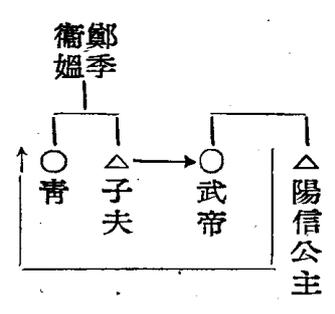
鄭崇は高密の大族であり、世々王家と相嫁娶した。なほ楊樹達氏は「鄭氏の女は王家に嫁し、男は王家から娶つた」といふ顔師古の注を付して居る。

(リ)漢書九十七上外戚傳。

孝武の陳皇后は長公主嫫の女である。……陳午は長公主を尙つて女を生んだ。武帝は主の女を取つて配となし、位に即くに及んでは立てて皇后とした。



(シ)以上で楊氏が前後漢書の中から、重親に二法ありとして擧げるものはつきるのであるが、つづいて楊氏は重親の故にその行輩を稽へ、行輩相當の者に於て婚姻の行はれるものと、更に行輩相當せざるに婚姻の行はれるものにつき、夫々前後漢書の本文を示し、且つその行輩關係を圖によつて示して居る。以下楊氏によつてその紹介を試みるとしよう。



(ヌ)漢書四十七文三王傳。

梁の荒王嘉が薨じて子の立が嗣いだ。荒王の女弟の園子は立の舅の任寶の妻である。寶の兄の子の昭は立の後である。楊氏の按ずるにこれは三重の婚姻である。

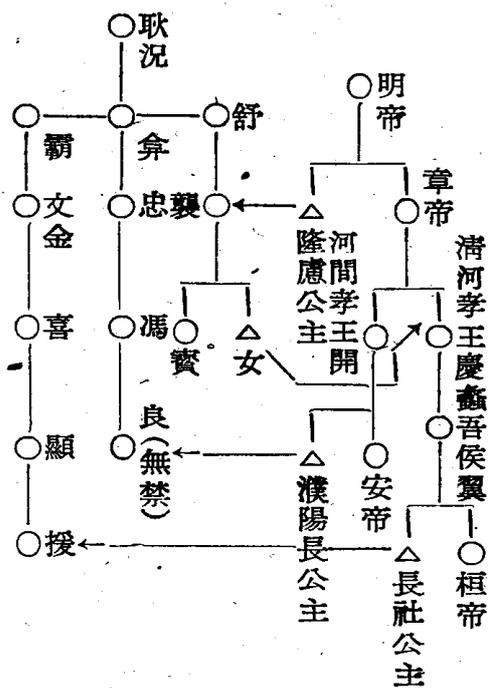
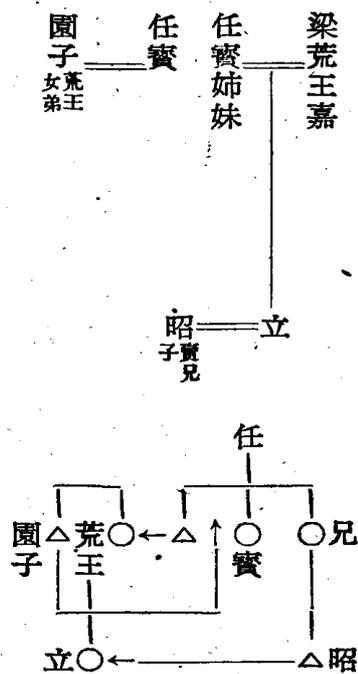
附記。上圖は楊氏の圖示であり、下圖は筆者のそれである。

(ル)後漢書十九耿弇傳。

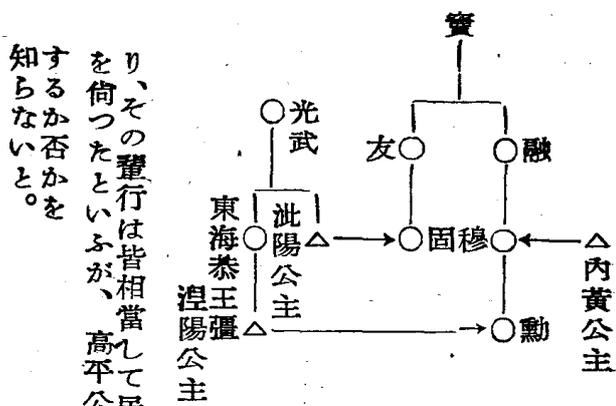
父は況、況の卒するに及び、少子の霸が父の爵を襲いだ。弇が卒し子の忠が嗣ぎ、忠が卒し子の憑が嗣ぎ、憑が卒して子の良が嗣ぎ、一に無禁と名づけた。安帝の妹の濮陽長公主を尙つた。……隗囂侯霸が卒して子の文金が嗣ぎ、文金が卒して子の喜が嗣ぎ、喜が卒して子の顯が嗣ぎ、顯が卒して子の援が嗣ぎ、桓帝の妹の長社公主を尙つた。……牟平侯舒が卒して子の襲が嗣ぎ、顯宗の女の隆慮公主を尙つた。襲が卒して子の寶が嗣ぎ、寶の女弟は清河の孝王の妃となつた。

(ヲ)後漢書二十三竇融傳。

融の長子穆は内黃公主を尙り、穆の子勳は東海恭王彊の女湮陽公主を尙り、友の子の固も亦光武の女泚陽公主を尙つた。楊氏によれば内黃公主は何人の女であるか分らないから、その行輩を考へることが出来ない。他の二婚は行輩相當して居ると。

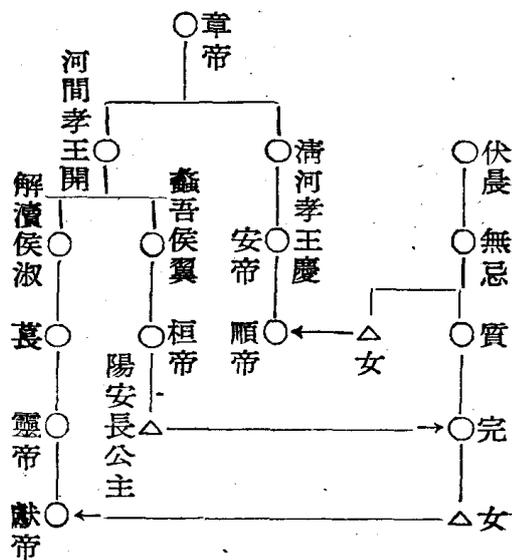


(ヲ)後漢書二十三竇融傳。



(ワ)後漢書二十六伏湛傳。

晨は女孫を以て順帝の貴人とした。朝に奉じて位の特進せられんことを請ひ、卒し、子の無忌が嗣ぎ、無忌が卒して子の質が嗣ぎ、質が卒して子の完が嗣ぎ、桓帝の女の陽安長公主を尙つた。その女は孝獻の皇后となつた。楊氏によれば伏氏と漢の皇族とは三婚して居る。たゞ東觀漢記十三の伏晨傳には、晨は高平公主を尙つたといふが、高平公主は何人の女であるか分らない。従つて輩行が相當するか否かを知らないと。

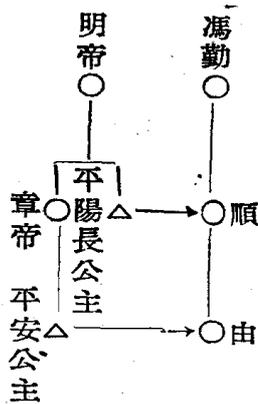


(カ)後漢書二十六馮勤傳。

勤の七子、中子順は平陽長公主を尙つた。建初八年に順の中子の奮が主爵を襲いで平陽侯となり、奮の弟の由が平安公主を尙つた。

(ヨ)後漢書三十二陰識傳。

識の字は次伯、光烈皇后の前母の兄である。識が卒して子の躬が嗣いだ。躬の弟の子綱の女子は和帝の皇后である。また陰曲傳には、興の字は君陵、光烈皇后の母弟である。興の弟は就、就の子の豊は酈邑公主を尙つたと。



(タ)後漢書三十四梁松傳。

松は光武の女の舞陰長公主を

向り、松の弟は竦。肅宗はその

二女を納れて貴人となし、和帝

を生んだ。

(D)次に楊氏は婚姻に於て行輩の相
當せざるものとして、上輩の女子を
娶るものと、下輩の女子を娶るもの

との二類に分ち、その各々に就て若干例とその圖示とを掲げて居る。

先づ上輩の女子を娶るものとして四例をあげて居る。

(レ)漢書九十七外戚傳。

孝昭の上官皇后の祖父は桀。……初め桀の子安は霍光の女を取り。……女あり。即ち霍光の外孫である。

……安の女子は入つて僂仔となり、月餘にして遂に立ちて皇后となつた。孝宣の霍皇后は大司馬大將軍であ
る博陸侯光の女である。……初め許后は五日に一たび宣太后を長樂

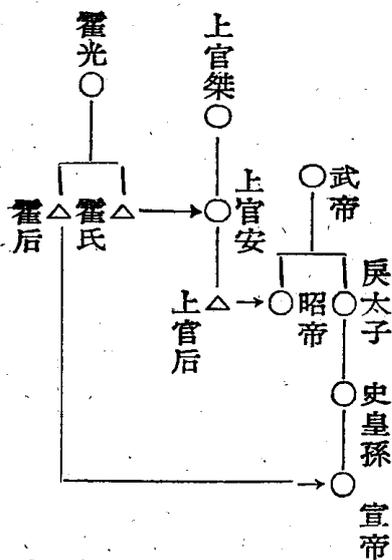
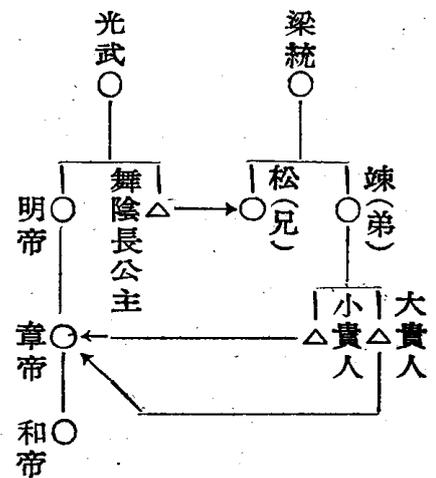
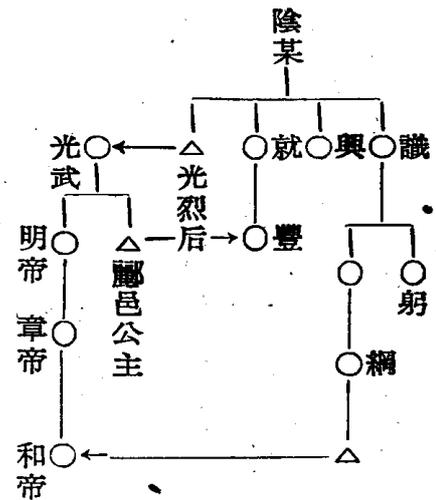
宮に朝し、親しく案を奉じて食を奉り、婦道を以て共養した。霍后

が立つに及んではまた許后の故事を修めた。而して皇太后は親しく

霍后の姉の子であるので、常に體を竦して敬んで之に禮した

宣帝は乃ち昭帝の姪孫であり、上官后は乃ち宣帝の
叔祖母である。霍后は則ち上官后の姨母であると。

即ち宣帝が霍后を娶つたのは、叔祖母の姨母を以て妻としたもの



である。

(ソ)漢書九十七下外戚傳。

中山衛姬は平帝の母であり、父は子豪。子豪の女弟は宣帝の健仔となつた。長女はまた元帝の健仔となつた。……成帝の時、中山孝王に子がなく、上は衛氏が吉祥であるのを以て、子豪の少女を以て孝王に配し、平帝を生んだ。

即ちこれは姨姪を以て姨母を娶つて妻としたものである。

(ツ)漢書九十七外戚傳。

孝宣の許皇后は元帝の母である。

孝成の許皇后は平恩侯嘉の女である。楊氏のいふに、宣許后は許廣漢の女であり、元帝にとつては從母舅である。元帝は從母舅の女を以て子の成帝の妻とした。成帝は表姪を以て表姑母を娶つたことになる。

(ネ)後漢書十下皇后紀。

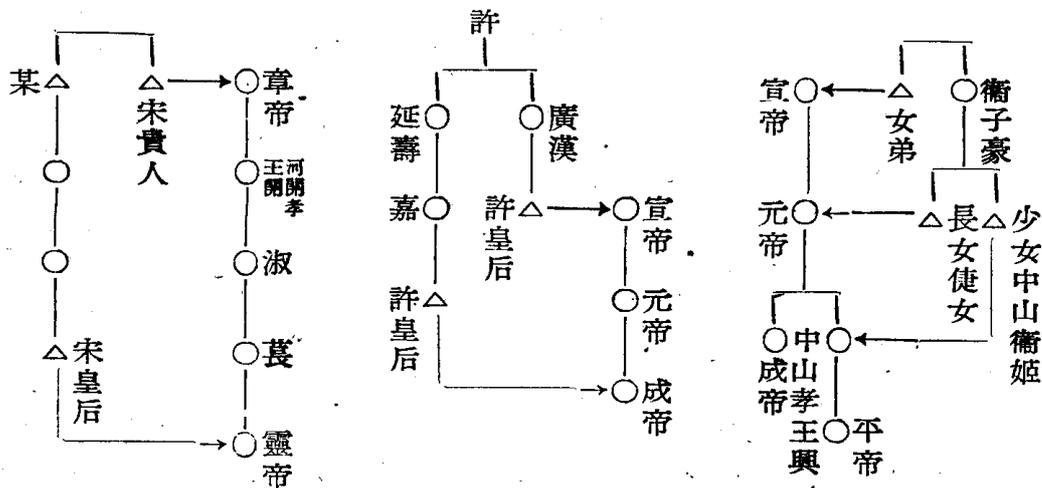
靈帝の宋皇后は諱を某といひ、肅宗の宋貴人の從曾孫である。楊氏は御覽百三十

七に引かれて居る續漢書には、「貴人之從孫」に作つてあるといふ汪文臺の説を引き、若し續漢書の説の如くであるならば、表姑祖母を以て妻としたといふことになる。述べて居る。

即ちこれは表姪を以て表姑母を娶つて妻としたものである。

次に下輩の女子を娶るもの。

中國農村における結婚と世代の問題(下)



(ナ)漢書九十七外戚傳。

孝惠の張皇后は宣平侯敖の女である。敖は帝の姉の魯元公主を尙つて女があつた。惠帝が位に即いてから重親をなさんと欲し、公主の女を以て帝に配して皇后とした。

これは即ち親母舅を以て甥女を娶つて妻としたものである。

(ラ)漢書三十八高五王傳。

呂后は恢王を趙に徙し、……太后は呂産の女を以て趙王の后とした

楊氏按ずるに恢は高祖の子であつて、呂后の兄の子の産と中表兄弟であり、恢は産の女を妻としてゐる。

これは表叔を以て表姪女を娶つて妻となすものである。

(ム)漢書三十五荆燕吳傳。

燕王劉澤は高祖の從祖昆弟である。……太后の女弟の呂嬃の女は營陵

侯劉の妻となつた呂嬃の女は高祖の姨姪女である。

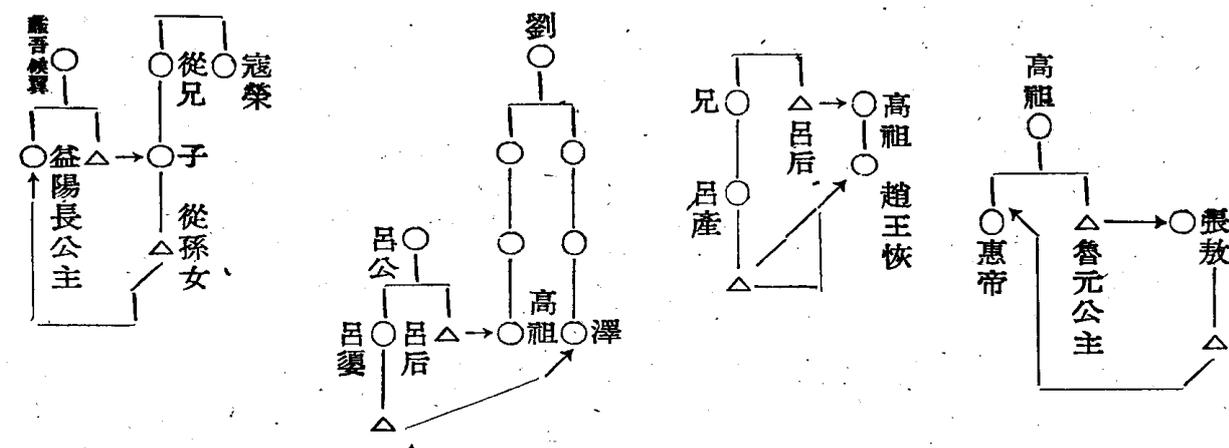
即ちこれは兄弟の姨姪女を以て妻としたものである。

(ウ)後漢書十六寇榮傳。

榮は桓帝の時侍中であつた。從兄の子は帝の妹の益陽長公主を尙り、

帝は又その從孫女を後宮に聘した。

以上が楊氏の示すところであるが、前後漢書を仔細に閲讀すれば、なほ幾多の事例を見出し得るであらうし、また單に前後漢書のみならず史傳その他



のものに就ても、同様なことが言ひ得るであらうと思ふのであるが、今は姑らく上記楊氏の擧ぐるところのみに限つて言及することとする。

然る場合現實の農村に於ける慣行なり農民の理念なりと、對照的な差異の見出されるのは、上掲(B)の彼此婚姻をなすものと、(C)の行輩相當せざるものに於ける婚姻とであるが、(B)に於ても(ハ)の如きは行輩を無視した婚姻であり、また(C)に於ける(ヌ)(ル)(ワ)(ヨ)(タ)の諸例の如き、その行輩は相當して居ても(B)の彼此婚姻をなすことに抵觸して居り、(D)の(ウ)は行輩を無視するものであると共に、彼此婚姻即ち骨血逆流型であるわけである。而して今上例によつて假りにこれを集計すれば、(A)は五例、(B)は四例、(C)は七例、(D)は八例を擧げて居ることとなる。然しながらこれは既述の如く、前後漢書のみに就ていふとするも、果してどの程度まで正確にそのあらゆる場合に就て擧げて居るか疑問であるのみならず、(C)に於ても(ヲ)(カ)の如き、また(D)に於ける(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)の諸例の如き、すくなくとも婚家が恒に婚家となり、姻家が恒に姻家となる婚姻であつて、その世代關係をさへ除外すれば、まさしく(B)に該當するものであつて、従つて楊氏上掲の諸例は、單に數量的な意味に於ける資料の問題ばかりでなく、農民の言ふ世代と骨血の二問題が相錯綜して居て、これによつてこの問題の大數なり傾向なりを數的に歸納結論することの不可能なことは明である。然しながら農民の結婚に於ける理念乃至慣行として存する世代と骨血との問題が、かくは確然と否定的な史實として兩漢書に記載されて居るといふことは、この二つの問題を歴史的にまた思想的に考察して行く上に、看過し得ない重要な反證的資料であるといふべきである。更に今一つ問題となるのは、筆者の調査研究の對象とするところのものが、名もなき庶民、とりわけ農民のそれであるに對して、兩漢書のそれが殆んど悉く王侯貴族乃至豪族、即ち一部特權的な支配階級のものであるといふことである。即ち楊氏はこの事實を裏付けるかの如く、「士大夫

の間」のそれに就ては、僅に京房傳の「淮陽の憲王の舅張博は、房に従つて學を受け、女を以て房に妻す」漢書七十五の一例のみを掲げ、「乃ち師を以て弟子の女を娶つて妻となす」四二と述べて居るのであるが、これは筆者が紹介した所謂街坊の輩、即ち血縁關係を有せざる同村人や廣く親交のある人々の間に於ける親族的世代稱呼と、及びそれに伴ふ社會的な實質的身分關係の存在を、楊氏がかく世代を問題とするところに引證すること自體にあかして居るものと言ふことが出來ると思はれる。要するに楊氏は上記京房のそれによつて、士大夫間に於ける師と弟子とを以て親と子との關係に擬し、以て世代非相當者即ち上輩と下輩との婚姻の存在を説明せんとして居るのであるが、これはすくなくとも上記兩漢書に於けるものとは、質的に異つたものたることは言ふまでもない。而して若しも楊氏の擧ぐる所のものが、前後漢書に於ける婚姻と世代との問題につき、あますところなく、或はすくなくともその典型的なものを網羅して居るとするならば、士大夫のそれに就ては此の如く數的に貧弱なるのみならず、前記王公貴族のそれとは明に質的に異なる關係を以てして居るのは、そもそもそれは何に由來するであらうか。勿論それは正史或は紀傳そのものの性格に由ることも事實であるが、また考へ方如何によつては、前記の如く一部特權的な支配階級のそれに限られるものと言ふことが出來るかも知れない。またかの趙翼が「婚娶は行輩を論ぜず」二十二史劄記卷三といふ條下に引くところのものも、前掲楊氏の(ナ)及び(ロ)であつて、彼はその最後に「漢時の法制疏闊なること此の如し」と結んで居るのであるが、これが輩行を無視した婚娶を非難するものであることとは言ふまでもない。然しいづれにしてもその資料は一部支配階級に限られて居り、士大夫以下一般庶民大衆のそれを全然缺いで居るのであつて、これが中國の史傳そのものの一般的な性格であるとするならば、すくなくとも筆者の如き立場よりする研究に於ては、その視野を改めて廣範圍に資料の蒐集をしなければならぬことは事實である。然しながらとにかく現時の農民の考へるが如く、その世代關係を無視した婚姻が、彼等の親族組織やそ

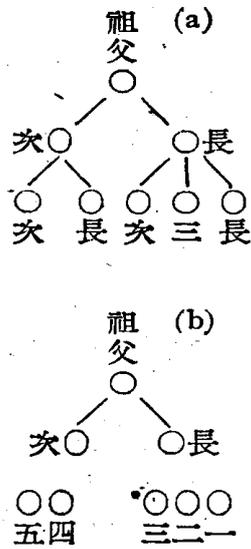
の秩序を根本的に混亂させるものであり、交換婚が骨血の順逆即ち彼等の血統の純不純の問題であるとするならば、この問題は單に階級的な差異や、漢代と現代といつた時代的間隔といふことのみを以てしては、到底説明しがたい問題であるやうに考へられるのであるが、他方またこれらの理念なり慣行なりが、若し時代により階級によつて差違を生じ來つたものとすれば、然あらしめた理由を吾々は歴史的に追及しなければならぬこととなる。然しとにかく現時の慣行なり農民の理念なりと、明に矛盾する史實が千數百年以前に現存するといふことは、この問題を歴史的にも理論的にも究明して上に、貴重な指標でありまた史實であるわけであつて、ここではただかくの如き史實が、とにかくにも確然と存在して居るといふことを、現時農村の慣行との對照に於て、指摘し且つ紹介し得れば足れりとするのである。

以上筆者は先づ中國農村に於ける結婚に對する世代規範のあり方を紹介し、且つそれと不可分な關係にある姻戚間の婚姻、即ち重親に於ける骨血順逆の問題に言及し、更にこの問題の歴史的な瞥見を極めて斷片的ながら、偶目するままに漢代のそれを紹介したのであるが、要するこの問題は現實の慣行に於ても、はたまた歴史的な資料に徴してみても、いづれも決定的な規範たり得ないことは否定し得ない事實であると思ふ。然しながら趙翼によつて「漢時の法制疏闊なること此の如し」と嘆ぜられ、楊樹達氏によつて上記の如くこの問題が問題として採り上げられて居ること、更に筆者がその質問應答によつて紹介した如く、華北農村の農民によつて現實にそれが慣行として、或は規範乃至規範意識として確認されて居ること等によつても、それが實際に如何なる程度に遵守されて居るかは別問題として、すくなくとも現時の中國農村家族に於ては、それが家族制度上の基本的な問題で

あり、従つてまたそれは當然に歴史的或は制度史的問題たることも想像に難からざるところであると思ふ。

然るに上記の如き單なる農民の理念乃至意識とみまぢがふかの如き資料の紹介のみを以てしては、現實の慣行を足場または基調としてこの問題を取り上げんとする筆者の意圖は、極めて脆弱な基盤の上に立つものと判ぜざるを得ないこととなる。故にその足場がため、の手段として、現實の家族生活の慣行即ち家族制度の中から、この世代規範の一般的あり方を補足的に記述してみようと思ふ。

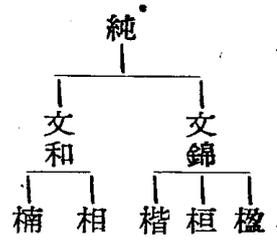
先づ墳の排法即ちお墓の並べ方に就てであるが、その最も一般的典型的と考へられるものは、農民によつて排葬又は排骨葬と呼ばれて居るものであつて、それは假りに祖父に長次二人の男子があり、長男に三人の男子と次男に二人の男子ありとして、これが悉く死してのち埋葬されるお墓の並べ方には次の如き二方法がある。



附記

夫婦は勿論同穴であり、従つて一個の墳の下には男左女右、即ち男は左に女は右に、二つの屍が葬られて居るわけである。上記の墳と墳とをつなぐ點線は、その血統を示すために筆者に於て便宜付したものに他ならない。祖父の墳の前の空地は「明堂」と言はれ、參道として眞直ぐにあげて置かれるのが通例である。

而して(a)と(b)との排法の差異は、その第三輩即第三世代に於てのみ見ることが出来る。即ち(a)はその直系のものを夫々の下位に埋葬するのに對し、(b)の第三世代に於ては直系傍系の區別なく、その排行の行即ち長幼の次序に従つて順次横に排列せしめるもので、これは同族乃至支派等の墳墓を共にする範圍が大なれば大なる程、この横のひろがりは大くなるわけである。而してこのやうな墳の並べ方は、最も一般的且つ典型的なものであると考へられるのであるが諸他の墳の排法に就ては、拙稿「家族制度と輩に就て」(支那學第十卷第四號)を参照せられたい。この排法(a)を假りに生前の學名若しくは諱に置き換へてみれば次のやうになる。

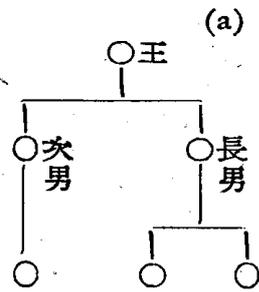


即ちこれはそのまま族譜家乗の記載の仕方であつて、従つて族譜家乗の記載の仕方は、典型的な墳の排法の完全なる復寫であるといふことが出来る。従つて兩者とも世代の上下関係と、及びそれから必然に派生する長幼の次序によつて、換言すれば世代的規範の原則そのまゝに排列記載されて居ると言ふことが出来るのである。

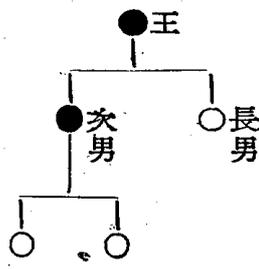
更に服喪そのもの、及び訃聞死亡及び埋葬の通知状の服喪者名記載の順位の如きも、事の性質上何よりも先づ親子関係、及び死者の直系卑屬にその比重が置かれて居るため、服喪制に於てはこの世代的規範がいざつて居るかの如き印象を與へるのであるが、全體として服喪の制を見れば、古禮制の規定如何にかかはらず、現實の慣行として行はれて居るものは、死者より上輩の者はおしなべて無服であり、同輩の者は出殯即ち埋葬の當日服喪を表示する孝衣を着するにとどまり、服喪はひたすらに下輩の者に要請せられて居るのであつて、この點世代的規範は極めて明確な規制を以て貫ぬかれて居るわけである。更にまたさきの族譜家乗に見られる學名若しくは諱の如きも、現實には同姓同宗にして猶且つかかなりの困亂や不同が見られるけれども、然し同一世代には同一排行字を付するとか、或は同一な扁旁冠脚を以てするとか上例に於ては文錦文和の「文」がそれであり、楹・桓・楷等の文字が、悉く木扁を以てなるのもその一例である。或はまた農民が「一字兒」とか「兩字兒」とかと呼んで居る同一世代者が悉く一字名若しくは二字名であることなども上例の楹・桓・楷等は一字名であり、文錦・文和は二字名である。その規範の内容は姑らく措くとして、かかる名に於ける世代別表示といふものは、族譜家乗の記載に於ける單なる整齊美をねらつたものではなくして、世代に伴ふ規範の適用、即ち身分關係を自他ともに明示せんがためのもに他ならぬと思はれる。

此の如き意味での世代規範の規範性を、最も具體的に表明するものは、分家に伴ふ家産分割の場合に於てである。即ち家産の分割に於ては、長男たると次男三男たるとにかかはりなく、それが同一世代者たる以上均等に平

分されることとなつて居る。ただし女子は法律上繼承權が認められて居ても、慣行上は除外されることを一般として居る。上記の如く直系の男子は長幼の別なく家産の均分に與り得るのであるが、傍系親家族を有する場合には、原則の適用に若干の變更が加へられることとなる。



即ちこれは王姓に長男次男の二子があり、更に長男に二子があり次男に一子ある場合であるが、長次いづれか若しくは両者が死亡して後、第三世代に於て分家をなさんとする時、而してこれに假りに二十畝の家産ありとすれば、長男の二人の子供に十畝、次男の一子に十畝の分割がされることとなつて居り、一見これは筆者のいふ世代的規範が歪曲せられたかの如き感をいだかせるかも知れないが、しかしこれは現實の分家行爲を一世代遡らせて、長男と次男との二人兄弟に於て行つたものとなすことによるのであつて、世代規範の原則を基本的に變改したもので決してない。



即ちこれはさきの場合と略々同一な家族關係ではあるが、父が既に死し、長男に子供がなく、次男も亦死亡して居り、次男の二子と伯父(長男)との間に於て分家するとき、その家産をやはり二十畝とすれば、伯父に十畝と次男の二子即ち二人の甥に十畝宛となり、次男の二子が更に分家すれば五畝宛となる。長男は伯父たりまた家長たるにかかはらず、すくなくとも家産分割上は何の特權をも有たないこととなるのであるが、これも亦前記の原則に従つて、長次二人兄弟の分家の場合に遡つて分割せられることによるのである。従つて(a)に於て長男が何人の子供を有しようとも、(b)に於て五人六人の多きを有しようとも、そのために即ち人数による配分は行はれないのであつて、これは同一世代者は均等といふ世代主義に準據するものであり、若し家としての縦の系脈より之を言へば、極めて公平な配分方法であるといふことが

出来ると思ふ。

さらにまた承繼慣行即ち吾國の所謂相續慣行の上に於ても、この世代規範の規制をその最も重要な部面に於て受けて居る。即ち承繼さすべき男子のない場合女子は男子の有無にかゝらず悉く出嫁せしめる。これを他家から迎へてあつぎとするのであるが、それは慣行上先づ近親者中に就てこれを求め、得られない場合に順次遠親に及ぼすことを原則として居る。而してその承繼さすべき男子は、自分の子供と同一世代者、換言すれば子の輩に相當するものであることを絶対に必要とし、従つて如何に年齢が若くとも自分と同一世代者であつてはならないし、また如何に愛するからとて孫の世代に屬する者であつてもならないわけであり孫の世代の者ならば「過繼孫」といふ。實際にはその原則に従つて侄即ち甥を以て過繼子とするのが一般であり、これを過繼子單即ち養子の契約證文には、「昭穆相當」などの字句を用ひて居るのであるが、これは言ふまでもなく世代相應の者といふ意に他ならない。

その他かかる世代的規範の規制を受ける事項としては、さきに簡略に紹介した血縁を有せざる同村人間に於ける親族的世代稱呼、即ち街坊の輩の存在も特筆せらるべきであると共に、血縁集團としての同族の族長が族中の最高世代者であること、また清明節その他の同族の共同祭祀に於ける會食には、その席次が族長以下世代の上下によつて定められると言はれるが如き、更に家長たるの順位の如きも、現實には個個の家族や家庭事情によつて異なるけれども、一般的原則的にはその家族の最高世代者がこれにあたることとされて居ること、更にまた「會地」とか「墳會地」などと呼ばれて居る族産の管理經營も、その族産の規模廣大にして且つ同族數多きものに於ては、輪流值年即ち毎年交替で當番を作り、世代順に全同族にその利益の均霑し得るやうな方法を採用して居るもの存在すること等が擧げ得ると思ふ。

以上述べ來つた如く中國農村家族に於ける世代的規範は、單なる觀念的抽象的な規範意識ではなくして、現實に彼等の家族生活を一貫して規範付ける具體性を有つて居るのであつて、これを筆者は假りに世代主義と呼んで居るのであるが、さきに記述した結婚に對する世代的規範が、たとへ現實にその規範性に缺くところ多しとしても、前記の如く彼等の家族生活の諸方面、特に家族制度の基本的な面に於ける具體的な規範性の存在を參看するとき、この世代規範が全體として、彼等の生活や家族制度を律するところの規範であり、まさに筆者の呼稱するが如く世代主義とでも呼ぶにふさわしいものであり、従つてまたそれは、事の上歴史的な規範であり、また制度史的な問題であるとも言ひ得ると思ふ。尤も彼等の家族制度全般に見られるこの世代主義乃至世代的規範の態様は、恰も猿より人類への進化の過程が、一時に且つ身體の各部に互つて均等な蟬脱と進化とをもたらさなかつたのと同様に、現在に於て夙に解體變貌を遂げてゐる部分と、然らざる部分とが存して居るのであつて、例へば家産分割に於ける世代的規範が現に猶鐵則的な規範たり得て居るのは——そしてこれはまさしく家族制度の中核的なものであるが——その變貌や解體から取り残されたものであるといふことが出来ると思ふ。故にこのやうな見地から結婚と世代の問題を回顧すれば、それは多分に觀念的理念的なものであり、せいぜい極めて限られた近親間に遵守されて居るにすぎないといふを得べく、従つて結婚に於ける世代主義的規範は、多分にその規範性を解體せるものと言はざるを得ないわけである。然しこれは他面婚姻當事者たる兩家を圍む兩族の、同族意識そのものの強弱にもよるのであつて、この面からのより廣汎な且つ基本的な條件をも亦考慮に入れなければならぬわけであるが、さきに筆者が世代主義的規範の適用を最も顯著に受けるものとしてあげた家産分割の如きも、一方に於て分家が各世代毎にといふも過言でない程頻繁に行はれて居り、他方すくなくとも從來は、縣城その他の不在地主への土地の集中が行はれ來つたため、農家は一般に零細化の過程をたどり來つたのであるが、然

し今や中共の土地改革によつて、かなりな程度に基本的な變革がもたらされんとして居る。とは言へ中共の理想とする變革と施策とが、果してどの程度にまであの廣大な地域に浸透し得るであらうかといふことに就ては、今日のところ、向後に殘された課題であると言はざるを得ないと思ふ。況んやその土地改革や農業施策の革新が、家族制度に如何なる變化を將來せしめて居るかといふことになる、吾々は全然窺知し得る段階に達して居ないと言はなければならぬ。然し中共の施策をして假すに時日を以てすれば、徐々に、或はかなり急速にその家族制度の變革が可能であるかも知れない。もともと中共の農村對策なるものは、土地改革も勿論それ自體目的ではあるが、同時にそれを通して農村や家族の民主化を狙つたものであることは、今次吾國の農地改革と新民法の施行とを思ひ併せてみるならば自ら明なものであると思ふ。然しながら中共當面の課題たる土地政策自體が、未だ意識的に過度的段階を脱却して居ない現状に於ては、そのめざす因襲的な家族制度の破壊と、新しい家族意識や形態の樹立が、今のところ現實の彼方にあるとしても亦止むを得ないのではないかと思ふ。

一般に制度とか規範とか習俗とかといつたものは、社會的・經濟的・政治的・地理的その他の條件に支配制約せられるのを常とし、従つて現象形態としての規範・制度・習俗などは、全體として浮沈消長があるのみならず、部分的にも強弱濃淡の差の見られることは必然的であつて、たとへば世代主義的規範の結婚に於けると、家産分割その他に見られるそれとはまさにその對照的なものであると言ふべきであらう。とにかく中國の家族制度に於ける世代主義的規範は、現時中國社會の急激な變動にもかゝらず、基本的には早急に改變せらるべくもない根強い傳統性を有つものであると思はれる。そしてこの世代的規範は何人も首肯し得るが如く、今日吾々の言ふ意味での「家族」の如き小集團に於ける規範ではなくして、それは所謂大家族とか或は更に遠く、氏族とか部族とかといつた大きな血縁集團に於て、始めて普遍性と妥當性を以てその規範性を認容し得るが如きものであると

思はれる。若し果して然りとするならば、吾々はこの世代的規範の問題を、中國の太古原始の社會に於ける血縁集團の組織や社會關係に基いて考察検討をしなければならぬこととなり、従つてまた本稿主題の結婚と世代の問題の如きも、そうした社會に於ける結婚階級と結婚集團とかといつたものとの關聯に於て考察すべき問題となるわけであるが、とにかく時代を何處にまで遡らせて考察すべきかに就ては異論が存するとしても、これが、現になほ嚴守されて居る族外婚の慣習と共に、歴史的に、また可能な限りに於て發生史的に考察されるべき問題であると同時に、またかくの如き方法によらなければ、問題の解明が殆んど不可能であることは明である。